

人と地域がつながるプラットフォームかまくら規約

(名称)

第1条 本会は、「人と地域がつながるプラットフォームかまくら」と称する。

(目的)

第2条 本会は、本市の孤独・孤立対策に取り組むNPO、社会福祉法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社、任意団体、学校等及び行政機関による多機関での官民の連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組みの推進につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 多機関による官民の連携の強化
- (2) 分野横断的な情報発信及び情報共有
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

(会員等)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を順守する、幹事団体及び一般団体により組織する。

(1) 幹事団体

「人と地域がつながるプラットフォームかまくら(鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム)の運営に関する協定書」を締結した団体

(2) 一般団体

前号以外の孤独・孤立対策に関連する活動を本市内にて行うNPO、社会福祉法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社、任意団体、学校等

(入会)

第6条 新たに本会の一般団体として入会を希望するものは、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとし、事務局において入会が適切であると判断した場合に、会員となることができる。

(会費)

第7条 会費は徴収しない。ただし、幹事会において必要と認められるときは、本会の運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(退会・除名)

第8条 一般団体が本会を退会しようとする場合は、退会の意志を書面により事務局に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、幹事会の合意を経て除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
 - (2) 本規約及び人と地域がつながるプラットフォームかまくら一般団体入会規則に違反又は本会の信用を著しく害したとき
 - (3) 会員が解散又は営業を停止したとき
 - (4) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき
- (幹事会の構成)

第9条 本会の幹事団体により構成する幹事会を設置する。

(幹事会の機能)

第10条 幹事会は、この規約に定めることのほか、次の事項を合議する。

- (1) 本会に関する規定の策定・改廃
- (2) 幹事団体の選出・退会
- (3) 一般団体の除名
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(幹事会の開催)

第11条 幹事会は、必要の都度、幹事団体又は事務局の要請により開催する。

2 議長は原則選出しないが、必要に応じて出席会員の互選により選出することができる。

3 幹事会には、必要に応じて幹事団体以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会の定足数)

第12条 幹事会は、幹事団体の過半数の出席をもって成立するものとする。

(幹事会の合議)

第13条 幹事会の議事は、合議に加わることのできる出席会員の合意により決定する。

2 幹事会に出席しない幹事団体は、幹事会の議事に対して、書面又は電磁的記録による意思表示をすることができるものとする。書面又は電磁的記録により一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った幹事団体については、出席会員として数える。

(議案の提案権)

第14条 幹事会への議案は幹事団体又は事務局が提案する。

(事務局)

第15条 本会の事務の執行を円滑に行うため市に事務局をおく。

(全体会及び分科会)

第16条 活動の必要に応じて、本会に全ての会員により組織された全体会及び会員の一部により組織された分科会を設置することができる。

附 則

この規約は、令和6年11月26日より施行する。